

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 合併会社の設立と事業者結合申告規制

中国の反独占法は、日本におけるのと同様に、事業者の結合取引を通じた私的独占や不当な取引が生ずることを抑制するため、事業者の組織上の結合（いわゆる事業者結合）取引について、事前申告を通じた審査規制を定めています。合併や企業買収等の取引については、その結合（支配権の結合）が直接的であり理解しやすいのですが、共同出資を通じた事業者結合は、その結合が合併企業を通じて実現されるため、出資者間の結合がいわば間接的で、その市場に与える影響も分かりにくいといえます。上記のような事情もあり、合併企業を通じた事業者結合規制は、各国により法制や扱いが異なります。今回は、中国における合併企業を通じた事業者結合規制について検討します。

Q：当社（A社）は、この度、中国企業（B社）と51%：49%で合併会社を設立・運営していくことで合意しました。合併契約の内容もほぼ確定し、契約の締結、会社の設立に向けた準備を進めているのですが、当社法務部門から、「当社は、単体で世界売上100億元、中国国内売上4億元の要件を満たすので、B社の中国国内売上を調査し、中国の独占禁止法に従い事業者結合の届出手続を処理すること。」との審査意見を受けました。B社は中国の有力な企業集団の傘下企業なので、中国国内売上4億元の要件を満たすと推測されたので、B社に上記の審査意見を伝えたところ、「合併会社の設立は、合併や買収ではなく、そもそも事業者結合の手続は不要である。」との意見がB社の顧問弁護士の意見書とともに提出されました。

B社の回答は、正しいのでしょうか？

A：中国では、合併企業（共同出資会社）を通じた事業者の結合取引も、従前から事業者結合申告規制の適用対象取引とされています。また、上記の合併企業を通じた結合取引についても、これまで商務部は、結合に参加する事業者の範囲を確定し、当該事業者について、いわゆる売上高基準を適用することにより、申告の要否を判断してきました。

本ケースでは、A社は単体で「世界売上100億元、中国国内売上4億元の要件を満たす」状況にあるようですので、B社が属する一定範囲の企業集団において「前会計年度の中国国内の売上高が4億元を超過していること」という要件を満たす場合には、A社及びB社の二事業者により「売上高基準」を満たし、合併契約を実行する、即ち、合併会社を設立するに先立ち、商務部に対して事業者結合申告の手続を処理する必要があります。

1 合併事業に対する事業者結合規制の適用

中国の「反独占法」（以下「独禁法」といいます）が事業者結合の事前申告規制を適用する取引行為は、次のとおりです（独禁法第20条及び「国务院の事業者結合申告標準に関する規定」（以下「標準規定」といいます）第2条）。

- ① 事業者が合併すること。
- ② 事業者が持分又は資産の取得の方法を通じてその他の事業者の支配権を取得すること。
- ③ 事業者が契約等の方法を通じてその他の事業者の支配権を取得し、又はその他の事業者に対して決定的な影響を及ぼすことができること。

事業者が合併事業、即ち、共同出資会社を通じて結合する取引については、上記の法文の規定では明確にこれを定めていないのですが、事業者結合に関する市場規制の目的から考えると上記の合併事業を通じた結合取引も同規制の適用を受けると考えるのが合理的であり、商務部も同様に理解して、従前より現在まで、合併事業を通じた結合取引を事前申告規制の適用取引として扱っています（合併会

社の新設取引に関する商務部の事業者結合事前申告に関する審査決定例として、商務部公告 2011 年 74 号、同 2012 年第 6 号、同 2012 年第 87 号等があります。

また、本年 2 月 11 日に商務部は「事業者結合簡易事件の適用標準に関する暫定施行規定」を公布し、同規定第 2 条で次の事業者結合事件を簡易事件とすることを明らかにしています。

「結合に参加する事業者が中国国外に合弁企業を設立し、合弁企業が中国国内で経済活動に従事しないとき。」

上記は、中国国外で新たに合弁企業を設立する場合（即ち、本ケースで中国に合弁企業を設立する場合とは異なる状況）に、当該結合取引を簡易事件とすることを定めるものですが、これは、独禁法第 20 条に定める結合取引中に「合弁企業の設立」が含まれるという理解を前提とするものと考えられます。基本的には、合弁企業の設立・運営に係る取引は、共同出資会社を通じた事業者の結合取引として、上記③の結合取引類型に該当すると理解されているといえます。

2 事業者結合申告におけるいわゆる「売上高基準」

独禁法第 21 条は、国务院が事業者結合の申告標準を定めることを規定し、この基準を満たす場合には、事業者は、事前に国务院独占法執行機関（商務部）に申告をしなければならず、申告をしないで結合取引を実行してはならない旨を規定しています。標準規定第 3 条は、事業者の結合が次に掲げる基準のいずれかに該当する場合には、事業者は事前に国务院商務主管部門に申告をしなければならず、申告をしないで結合取引を実行してはならない旨を規定し、いわゆる事業者結合申告の基準として「売上高基準」を設けています。

- (1) 基準 1：①結合に参加する全ての事業者の前会計年度の全世界範囲内での売上高の合計が 100 億元を超過し、かつ、②そのうちの少なくとも二事業者の前会計年度の中国国内の売上高がいずれも 4 億元を超過していること。
- (2) 基準 2：①結合に参加する全ての事業者の前会計年度の中国国内の売上高の合計が 20 億元を超過し、かつ、②そのうちの少なくとも二事業者の前会計年度の中国国内の売上高がいずれも 4 億元を超過していること。

なお、上記の売上高基準に達する事業者結合取引について事前申告手続を処理しない場合には、国务院独禁法執行機関が事業者結合取引を停止すること、期限を定めて株式若しくは資産を処分すること、期限を定めて営業を譲渡することを命じ、又はその他の必要な措置を講じて結合前の状態を回復し、また、50 万元以下の罰金を科することができると規定され（独禁法第 48 条等）、上記の事前申告規制は法的には行政処罰賦課を予定する強行法としての規制と考えることができます。

3 合弁企業を通じた結合取引における「売上高基準」の適用

(1) 規範の状況

更に、合弁事業を通じた事業者の結合は、合併や持分買収と異なり、合弁企業を通じて間接的にその出資者間に結合関係が形成され、維持され、強化されることになるので、合併や持分買収を前提として設けられた前記の「売上高基準」をそのまま、共同出資者たる事業者に適用するのが適正かどうか疑問が残ります。この点、日本では、事業者間の取引関係、業務提携等の契約関係から、実質的に共同出資者たる事業者の間の競争者間で協調的關係が生ずるかどうか等を検討の対象とする指針が定められています（結果として売上高基準等の定量基準は適用されていません）。中国では、上記の共同出資会社を通じて結合する取引についての事前申告基準にかかわる問題を認識し、現在もこれに適用すべき基準の策定作業を進めているのですが、上記の結合取引についての事前申告基準はこれまで正規の規範（行政規定や省令等）の形式で定められていません。

(2) 運用状況

商務部が公表している「事業者結合反独占審査申告表」及び「事業者結合簡易事件反独占審査申告表」のコラム中の「結合に参加する事業者」の脚注説明において、次のように記載されています。

「上記の説明にかかわらず、合弁企業を新設する場合には、合弁企業の共同支配当事者をいずれも結合に参加する事業者とし、合弁企業自身は結合に参加する事業者ではない。既存企業の基礎の上に取引を通じて合弁企業を形成する場合において、既存企業自身が合弁企業となるときは、既存企業及び取引後にこれに対して支配権を有し、又は決定的な影響力を及ぼすことができる全ての事業者のいずれも結合に参加する事業者とする。既存企業が取引前に一人の事業者が単独で支配する場合には、取引後に支配権を有し、又は決定的な影響力を及ぼすことができる全ての事業者を結合に参加する事業者とする。取引前の単独の支配当事者が取引後になお支配権を有し、

又は決定的な影響力を及ぼすことができる場合には、既存企業は結合に参加する事業者ではない。取引前の単独の支配当事者が取引後にもはや支配権を有さず、又は決定的な影響力を及ぼすことができない場合には、既存企業は結合に参加する事業者である。」

新設の合併企業については、上記のように「合併企業の共同支配当事者」がいかなる範囲の当事者であるのが問題となるのですが、この点は、明確な基準があるわけではなく、各当事者の出資比率、董事の指名又は任命派遣の状況、董事会における拒否権（全員一致決議事項の範囲等）により実際に決定的な影響力を及ぼすことができるか否か等により各当事者（出資者）が共同で支配権を行使している、結合に参加する事業者と言えるかどうかを判断することになる、と（広く）理解されているのが実情のようです。

(3) 本ケースにおける「結合に参加する事業者」の範囲

本ケースでは、A 社及び B 社とも董事を指名又は任命派遣する可能性があり、また、重要事項について、全員一致決議事項等の特別多数を加えること等も予想されます。このことから考えると、本ケースにおいては、A 社及び B 社とも合併会社に対する共同の支配当事者として、結合に参加する事業者と判断され则认为するのが合理的です。

4 本ケースにおける「売上高基準」の適用

前記の「売上高基準」の「事業者」の「売上高」、即ち、「結合に参加する個別の事業者の売上高」の各要件は、次のように定められています（「事業者結合申告弁法」第 4 条、第 5 条）。

- (1) 売上高：関連する事業者が前会計年度内の製品販売及びサービス提供により獲得した収入（関連する税金及びその付加費用を控除する）を含む。
- (2) 中国国内：事業者が製品又はサービスを提供する買主の所在地が中国国内であること。
- (3) 結合に参加する個別の事業者の売上高：次の事業者の売上高の総額
 - ① 当該個別の事業者
 - ② ①にいう事業者が直接又は間接的に支配するその他の事業者
 - ③ 直接又は間接的に①にいう事業者を支配するその他の事業者
 - ④ ③にいう事業者が直接又は間接的に支配するその他の事業者
 - ⑤ ①ないし④にいう事業者中の二以上の事業者が共同で支配するその他の事業者

結合に参加する個別の事業者の売上高には上記の①ないし⑤に掲げる事業者間に生じた売上高を含まない。

上記の規定を A 社及び B 社について適用した場合に、A 社は既に単体で基準 1 を満たすとのことですので、B 社が上記の範囲の企業集団において基準 1 中の「前会計年度の中国国内の売上高が 4 億元を超過していること」という要件を満たす場合には、A 社及び B 社の二事業者により「売上高基準」が満たされており、合併契約を実行する、即ち、合併会社を設立するに先立ち、商務部に対して事業者結合申告の処理する必要があると考えます。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 張 欣

CHINA WEEKLY

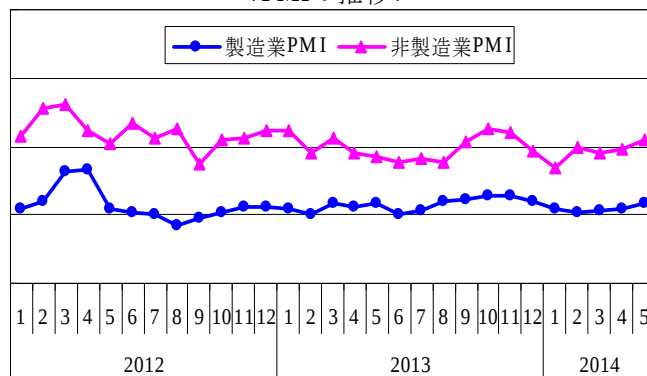
WEEKLY DIGEST

【経済】

◆5月の製造業 PMI 指数 3ヶ月連続で改善

中国物流購買連合会、国家統計局の1日の発表によると、5月の製造業 PMI 指数は前月比+0.4ポイントの50.8で、3ヶ月連続の上昇となった。主要項目別では、新規受注指数が同+1.1ポイントの52.3、購買価格指数が同+1.7ポイントの50.0、購買数量指数が同+1.7ポイントの52.3となり、政府の景気下支え策の効果が徐々に現れ、内需が改善されたとした。一方、新規輸出受注指数は49.3で、前月比0.2ポイント上昇したものの、引き続き景況感の分岐点となる50を下回り、外需の先行きに不透明感が残っている。企業規模別では、大企業が前月比+0.1ポイントの50.9、中企業が同+1.1ポイントの51.4、小企業は前月比横ばいの48.8と小企業は依然として50を下回っている。なお、5月の非製造業 PMI 指数は前月比+0.7ポイントの55.5と、2ヶ月連続の上昇となった。

< PMIの推移 >



(出所)：中国物流購買連合会の公表データを基に作成

◆人力資源社会保障部の2013年統計公報 都市部失業率は若干改善

人力資源社会保障部は5月28日、雇用や社会保障に関する2013年統計公報を発表した。2013年末時点の全国の就業者数は、前年比+273万人の7億6,977万人となった。産業別の就業者構成では、第一次産業が31.4% (前年33.6%)、第二次産業が30.1% (同30.3%)、第三次産業が38.5% (同36.1%)と、引き続き第一次産業から第三次産業への雇用シフトの傾向が示された。また、都市部の登録失業者は926万人で失業率は4.05%と前年の4.09%より若干改善した。なお、労使関係について、全国の労働争議調停・仲裁機構が2013年通年で受理した労働争議案件は前年比▲0.8%の149.7万件となり、うち、結審した案件は138.8万件に上ったという。

< 全国就業者の産業別構成状況 >

(%)

年	2009	2010	2011	2012	2013
第一次産業	38.1	36.7	34.8	33.6	31.4
第二次産業	27.8	28.7	29.5	30.3	30.1
第三次産業	34.1	34.6	35.7	36.1	38.5

< 都市部失業状況 >

年	2009	2010	2011	2012	2013
都市部登録失業者数(万人)	921	908	922	917	926
都市部登録失業率(%)	4.26	4.14	4.09	4.09	4.05

(出所)「2013年度人力資源社会保障部事業発展統計公報」を基に作成

◆2013年 都市部平均賃金統計 依然格差大きく

国家統計局は5月27日、2013年都市部平均賃金統計を発表した。非私営企業(調査対象154万社。国有、外資系企業等を含む)の年平均賃金は51,474円で伸び率は前年比+10.1%(物価要素を除く実質伸び率は同+7.3%)、私営企業(調査対象87万社)の年平均賃金は32,706円で同+13.8%(実質伸び率は同+10.9%)となったが、伸び率はそれぞれ前年比▲1.8ポイント、▲3.3ポイントと減速した。当局は、一連の政策措置の効果もあり比較的速い賃金増加ペースが続いているものの、伸び率は緩やかになっているとしている。また、業界別の賃金格差が依然として大きいことも指摘した。非私営企業の業界別平均賃金トップ3は、金融業99,659元(前年比+11.0%)、情報通信・ソフトウェア・IT関連90,926元(同+12.9%)、科学研究・技術サービス関連76,603元(同+10.6%)。一方、農・林・牧畜・漁業、宿泊・飲食サービス業ではそれぞれ全国平均賃金の50%(25,820元)、66%(34,043元)にとどまっている。なお、製造業の平均賃金は46,431元(伸び率同+11.5%)、卸売・小売業は50,308元(同+8.6%)だった。当局は、所得配分の制度改革をより一層深化し、業界別の格差縮小と中低所得者の賃金水準向上に努めていくとしている。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2014.05.26	6.2375	6.2341~6.2402	6.2392	0.0027	6.1202	-0.0069	0.80477	0.0005	8.5081	0.0084	2.6000	2137.21	7.25
2014.05.27	6.2383	6.2383~6.2486	6.2486	0.0094	6.1363	0.0161	0.80597	0.0012	8.5270	0.0189	2.5500	2130.01	-7.20
2014.05.28	6.2521	6.2521~6.2639	6.2556	0.0070	6.1439	0.0076	0.80681	0.0008	8.5219	-0.0051	3.2000	2146.50	16.48
2014.05.29	6.2604	6.2387~6.2623	6.2399	-0.0157	6.1432	-0.0007	0.80502	-0.0018	8.4866	-0.0353	3.2400	2136.41	-10.09
2014.05.30	6.2355	6.2344~6.2489	6.2473	0.0074	6.1422	-0.0010	0.80564	0.0006	8.5036	0.0170	3.3000	2135.09	-1.32

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

今週の RMB レビュー&アウトルックの掲載はお休みとさせていただきます。

本邦におけるご照会先 三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。